

議案第 27 号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例

三田市障害児療育センター条例（平成9年三田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する事業
- (2) 児童福祉法第6条の2の2第5項及び第6項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する事業

第4条中「前条」を「前条第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2号に規定する事業の名称及び内容は、次のとおりとする。

名称	内容
さんだ子ども訪問支援サービス	障害児等が保育所等における集団生活に適應するための専門的な訪問支援を行うこと。
さんだ子ども発達支援サービス	障害児等への障害児相談支援、基本相談支援及び計画相談支援を行うこと。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。